

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 給水装置係	
許 認 可 等 名	指定給水装置工事事業者の指定及び更新	
根 拠 法 令	水道法	
根 拠 条 項	第16条の2第1項	
連 絡 先	(電話 623-3991)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定及び更新は水道法に基づき、徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第4条、第5条及び第5条の2において、指定給水装置工事事業者の基準を規定している。</p> <p>○水道法 (指定の申請) 第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。</p> <p>2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>(4) その他厚生労働省令で定める事項</p>
	参 考 事 項	<p>(提出方法) 徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程で規定する申請書を徳島市上下水道事業管理者（上下水道局お客さまセンター給水装置係）あてに提出してください。</p> <p>(手数料) 申請に伴い徳島市水道事業条例の第45条に規定する指定給水装置工事事業者指定及び更新手数料10,000円が必要となります。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 2年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7日（休日を除く・休日を含む）</p> <p>※標準処理期間については、指定給水装置工事事業者指定及び更新手数料の入金確認後の期間となります。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 2年 4月 1日最終変更）

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下、この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

(4) その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

○徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

(指定の申請)

第4条 指定工事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定

審査基準	基準	<p>められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名</p> <p>(2) 条例第1条の2第2項第1号に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>(4) 事業の範囲</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則に定められた様式第2による誓約書</p> <p>(2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第5条の2 第4条第1項の指定は、法第25条の3の2の定めにより5年ごとにその更新を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>3 指定の更新を受けようとする者は、第4条第3項の書類のほか別に定める指定更新時確認事項届出書を提出しなければならない。</p> <p>。</p>
------	----	--